損壊家屋等の公費解体・個人先行解体の申込み締め切りは

平成29年3月31日までとなります。

平成２８年熊本地震により損壊した家屋等の公費解体については、皆様方のご理解とご協力により順調に進んでいるところです。なお、解体撤去の申し込み締め切りを下記のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いします。町に解体撤去の申し込み（公費解体）をされる予定の方、また、すでに個人発注で解体撤去（個人先行解体）して申請がまだの方は、お早めに申請をしていただきますようお願いします。

☆町に解体撤去を依頼される場合（公費解体）

申し込み締め切り　**平成２９年３月３１日まで**

　申し込みに必要な書類

・申請書、建物配置図（受付にあります。実印が必要です）

・り災証明の写し（建物ごと半壊以上の判定のあるもの）

・名寄帳（税務課で発行）

・家屋所有者の実印と印鑑登録証明書（町内在住の方は町民課で発行できます。印鑑手帳をお持ちください）

・法定相続人全員の同意書（実印＋印鑑証明）※家屋所有者がお亡くなりで未相続の場合

　　・抵当権者など、関係権利者の同意書　※抵当権、賃借権などが存在する場合

（同意書の様式は町役場に備え付けてあります。）

☆個人で先行して解体撤去し、償還（払い戻し）を申請する場合（個人先行解体）

　申請締め切り　**平成２９年３月３１日まで（解体撤去が終わって申請するまで）**

　申請に必要な書類

・申請書、建物配置図（受付にあります。実印が必要です）

・り災証明の写し（建物ごと半壊以上の判定のあるもの）

・名寄帳（税務課で発行）

・家屋所有者の実印と印鑑登録証明書（町内在住の方は町民課で発行できます。印鑑手帳をお持ちください）

・法定相続人全員の同意書（実印＋印鑑証明）※家屋所有者がお亡くなりで未相続の場合

　　・抵当権者など関係権利者の同意書　※抵当権、賃借権などが存在する場合

　　・解体前、解体中、解体後の写真

　　・撤去内訳書（業者作成）

　　・請求書、領収書

　　・その他、解体する建物の床面積を実測した記録写真と実測図（必要に応じて）

　　　（実測した記録写真と実測図がない場合は、名寄帳・登記簿の面積を採用します）

　　※個人で先行して解体撤去した場合、基準額と実施額とで安い方の金額が支払われます。

　　　支払った分が全額返ってくるわけではありませんので十分にご注意ください！）

お問い合わせ　　嘉島町役場　建設課　環境係　℡０９６－２３７－２６１９（直通）

損壊家屋等の解体撤去に際して注意していただくこと

【共通事項】

・解体撤去は地上より上の建物部分と基礎が対象となります。地中の浄化槽や配管、庭木、ブロック塀、敷地内のコンクリート撤去や整地費などは対象となりませんのでご留意ください。

・申請は家屋等の所有者が行なってください。所有者がお亡くなりで未相続の場合は、法定相続人全員の同意書（実印＋印鑑証明）が必要になります。

　（「遺産分割協議書」など公正証書の写しでも構いません）

・解体する建物に抵当権などが付いている場合は、権利者の同意書（実印＋印鑑証明）が必要になります。

（既に完済されている場合などで、「抵当権解除証書」があればその写しでも構いません）

【町に解体を依頼する場合の留意事項】

・申し込み後、町から事前立会い、実測等を実施します（日時は電話で連絡します）

・電気、ガス等の停止手続きや浄化槽汚泥、し尿の抜き取りは、事前に家屋の所有者の方で行なっていただきます。

・建物内の燃えるごみ（本、雑誌等の紙類・生ごみ・プラスチック製品・ビニール類・衣類・履物など）は、事前に所有者が回収し、地域のゴミステーションにお出しください。り災証明書持参で益城クリーンセンターへ直接搬入もできます。

（平日9:00～16:00）

・貴重品など必要な家財等は、解体前にできる限り所有者の方で回収してください。

　※建物内の燃えるごみや貴重品の回収がなされてないと、解体作業に入れません。できる限り事前に回収・処分をお願いします。なお、建物内の片付け賃は補助の対象になりませんので、事前に回収等がなされていない場合、別費用が発生することがありますので十分にご留意願います。

　○解体時に残してもいいもの例

　　中身が空の冷蔵庫や木製のタンス、ソファー、ベッド、畳、ふすまなど

　×解体前に事前に回収していただくもの例

　　燃えるごみ、ブラウン管テレビ、消火器、バッテリー、農薬など

【個人で先行して解体撤去する場合の留意事項】

・払い戻しの基準額は、床面積で決まります。基本的には、名寄帳や登記簿など公的記録の面積を採用しますが、実測が明らかに異なる場合で、実測した記録写真と実測図があればその面積を採用します。

・基礎の面積は１階部分の面積になります（１階２階の総延床面積ではありません）

・運搬費については、各エリアで運搬距離と基準額を定めてますので、お問い合わせください。

お問い合わせ　　嘉島町役場　建設課　環境係　℡０９６－２３７－２６１９（直通）